

お知らせ掲示板

くらし

電停名称を変更します

10月1日から電停名称を次のとおり変更します。

- (1)「神水・市民病院前」→「神水交差点」
- (2)「上熊本駅前」→「上熊本」
(運行管理課 ☎361-5241)

お墓参り用臨時バス運行 **無料**

期 9月22日(日)～24日(火)の3日間
内 お墓参りが多い9月のお彼岸の時期に、三山荘と桃尾墓園間で臨時バスを運行します

※途中での乗り降りはありません。

【三山荘までのバス(有料)】

熊本市都市バス「三山荘」行(熊本桜町バスターミナルは26番のりば) ※三山荘バス停で下車後、臨時バスに乗り継ぎ。

【運行時間】

※三山荘・桃尾墓園間は約10分。

9月22日(日)～23日(月・祝)

	三山荘→桃尾墓園	桃尾墓園→三山荘
1	9:05	9:20
2	10:07	10:27
3	11:07	11:27
4	11:45	12:05
5	13:00	13:20
6	13:40	14:35

9月24日(火)

	三山荘→桃尾墓園	桃尾墓園→三山荘
1	9:09	9:24
2	9:45	10:05
3	10:40	11:00
4	11:20	11:40
5	12:40	13:00
6	13:40	14:35

詳しくは、ひごまるコール(☎334-1500)へ。

(健康福祉政策課 ☎328-2340)

「敬老の日」に生花装飾電車を運行します

期 9月14日(土)～16日(祝) **場** 市電車内(10車両程度) **内** キクの花などで装飾。最終日午後4時以降は生花の持ち帰りが可能

(交通局総務課営業推進班 ☎361-5233)

証明書コンビニ交付サービス休止

期 9月15日(日)終日 **内** システムメンテナンスのため、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスを休止します

(地域政策課 ☎328-2067)

9月は固定資産税第3期の納期

市税の支払いには、便利な口座振替・自動払込みを利用ください。希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関または郵便局で申し込みいただくか、インターネットで申し込みください。詳しくは、市ホームページへ。

(納税課 ☎328-2204)

軽自動車税環境性能割の導入について

10月1日から軽自動車税に環境性能割が導入され、従来の軽自動車税は「軽自動車税種別割」に名称が変更となります。また、自動車取得税(道府県税)は、9月末に廃止されます。

■軽自動車税環境性能割を納める方

対象となる納税義務者は、三輪以上の軽自動車の取得者です。軽自動車の取得時に、軽自動車の主たる定置場所在の道府県へ納付が必要です。

■税率・納税方法

通常の取得価格に、燃費基準値の達成度に応じて決定される区分による下記の税率をかけます。なお、通常の取得価格が50万円以下の場合は、課税されません。

税率	
営業用	非課税、0.5%、1%、2%
自家用	非課税、1%、2%、3% ※当分の間、2%を上限

※新車・中古車を問わず対象。

※消費税引き上げに伴い、10月1日～来年9月30日の間に軽自動車(自家用の乗用車)を取得した場合には税率が1%分軽減されます。

また、軽自動車の届出時に申告書を提出し、納めます(申告納付の方法による)。

■身体障がい者等の減免

身体障がい者等のために使用する軽自動車について、申請により軽自動車税環境性能割が減免される場合があります。一定の要件有。減免について、詳しくは熊本県自動車税事務所(☎368-4020)へ。

(市民税課 ☎328-2181)

消費税の軽減税率制度の説明会 **無料**

期 10月1日より消費税および地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。説明会に参加ください **定** 100人(先着順) ※収容人員を超える場合は受講できないことがあります **申** 当日直接会場へ

期日	時間	会場
9月5日(木)・17日(火)・24日(火)	午前10時～11時半 / 午後1時半～3時	熊本地方合同庁舎A棟1階 共用会議室 西区春日2-10-1

問 熊本西税務署総務課(☎355-1181代表) / 熊本東税務署総務課(☎369-5566代表) ※自動音声案内に従い、「2」を選択してください。

社会福祉法人等の指導監査結果を公表しています

平成30年度に実施した社会福祉法人等の指導監査結果を市ホームページに公表しています。また、情報公開窓口(市庁舎1階)にも設置しています。



(指導監査課 ☎328-2336)

図書館および図書室の全館休館

期 9月24日(火)～10月1日(火)

内 図書管理システムの更新のため、上記期間中、市内の図書館5館および公民館図書室15室は休館となります。休館中に図書を返却する場合は、

返却ポストを利用ください。

■9月10日(火)～23日(祝)は貸出冊数等を変えます。

【貸出冊数】10冊まで→20冊まで

【貸出期間】2週間以内→3週間以内
(市立図書館 ☎363-4522)

熊本城ホールのインスタレーション制作・撤去ボランティア募集 **無料**

期 制作:9月29日(日)～10月6日(日) 予定 / 撤去:11月18日(月)～21日(木) 予定 各午前9時～午後5時(休憩あり) **場** 熊本城ホールエントランスロビー **内** エマニュエル・ムホーさん(建築家/デザイナー)の最新作インスタレーションの制作・撤去作業のお手伝い **対** 高校生以上の方 **申** 9月10日から氏名、年齢、職業、電話番号、メールアドレス、作業希望日(複数可)をファクス(353-2731)またはメール(shinhall@city.kumamoto.lg.jp)で新ホールマネジメント課へ

制作期間など詳しくは、熊本城ホールホームページへ。



※写真は国立新美術館での「数字の森」(2017)(新ホールマネジメント課 ☎328-2077)

桜町・花畑周辺地区オープンスペースの愛称候補を提案しませんか **無料**

期 9月23日(祝) ①午前10時～正午 ②午後2時～4時(全2回) **場** 市民会館第6会議室 **内** グループワーク等 **定** 各30人 **申** 9月18日までに住所・氏名・連絡先をメール(toshiseibikeikan@city.kumamoto.lg.jp)または電話で都市整備景観課へ

(都市整備景観課 ☎328-2537)

熊本市屋外広告物条例を改正

近年、所有者等により適切に管理されていない屋外広告物の落下事故が全国で発生しています。そのため国の「屋外広告物条例ガイドライン」が改正され、本市でも屋外広告物の安全対策強化を図るため条例の一部を改正しました。

【主な改正内容】屋外広告物の許可期間を更新する際に、有資格者(屋外広告士、1級・2級建築士、屋外広告物点検技能講習の修了者)が実施した点検結果に基づき作成した「屋外広告物等安全点検結果報告書」の提出が必要になります。[提出は更新後の許可の期間が令和2年(2020年)1月1日以後に開始する広告物が対象]

※「屋外広告物等安全点検結果報告書」は、提出前3月以内に実施した

点検の結果に基づき作成したものに限り。

※立看板、広告幕など簡易な広告物は対象外。

(都市整備景観課 ☎328-2508)

700MHz利用推進協会によるテレビ受信障害対策工事実施

9月19日(予定)より市内一部地域で、携帯電話の新しい電波の利用を開始します。それに伴い、テレビ映像に影響の出る恐れのある家庭に以下のチラシが配布されます。



工事業者が費用を請求することは一切ありません。訪問する作業者は、「テレビ受信障害対策員証」を携行しています。不審に思ったら提示を求め、コールセンター(☎0120-700-012 午前9時～午後10時)へ問い合わせください。

また、影響が出た場合には、回復作業を行いますので、上記コールセンターに連絡ください。回復作業は無料です。(情報政策課 ☎328-2057)

9月9日は「救急の日」

9月8日～14日は救急医療週間です。消防署や医療機関では、救急をテーマとした行事が開催されます。この機会に応急手当を学び、救急車の正しい利用方法について考えてみませんか。

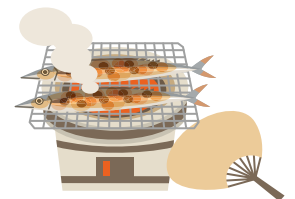
問 救急課または最寄りの消防署
(消防局救急課 ☎363-2360)

すべての飲食店に消火器具の設置が必要になります

消防法令が改正され、10月1日から小規模な飲食店にも消火器具の設置が必要となります。

詳しくは、管轄消防署指導課(中央消防署 ☎364-2894 / 東消防署 ☎367-6315 / 西消防署 ☎353-5028 / 南消防署 ☎212-0303 / 北消防署 ☎327-2020 / 益城西原消防署 ☎286-2298)へ。

(消防局指導課 ☎363-2249)



消費者トラブル注意報!

事例1 注文した覚えのない商品が送り付けられた!

注文した記憶のない通販商品が自宅に届いた。外装を開けると、錠剤の入った小瓶と請求書が同封されていた。身に覚えがないため業者の連絡先に問い合わせているが、自動音声メッセージが流れるだけである。どうしたら良いのか。

➔トラブル防止のポイント

- ・商品の受取拒否をしましょう! 相談者は注文していないので、契約は成立していません。注文していない旨を配送業者に伝え、受取拒否をしましょう。その際、発送人の会社名や住所、電話番号をメモしましょう。
- ・届いた商品は開封しないようにしましょう! 8日間以内であればクーリング・オフできる場合があります。すぐに消費者センター等に相談しましょう。

事例2 詐欺的な電気の契約切り替えのトラブル

業者が自宅を訪れ、「電気代が5%安くなる」「加入手数料が初月のみ発生するが、商品券を進呈するため負担にはならない」と言われて電気の契約切り替えを行った。しかし契約後、その業者について調べると悪い評判ばかりで、さらに契約は2年更新で中途解約は違約金がかかるとのことだった。解約できるだろうか。

➔トラブル防止のポイント

- 契約先を切り替える際は安易に判断せず、次の3点を必ず確認しましょう。
- ①契約先は国の登録を受けた「小売電気業者」、またはその代理店か
- ②契約条件(契約期間や毎月の電気料金、解約の条件など)
- ③困った事態が発生した場合の連絡先(停電時など)

消費者トラブルで困ったら、1人で悩まず、相談ください。

消費者センター(市役所別館自転車駐車場5階)

☎353-2500 相談時間/午前9時～午後5時(月～金(祝日を除く))